加古川市子どもの読書活動推進計画（第２次）の概要（令和２年５月）

１．計画策定の趣旨

平成 28 年度からの５年間を見据え、さらなる子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策の基本的方針及び具体的な方策を明らかにするため、第１次計画を見直し、行政、家庭、地域、学校及び関係団体が一層協力して連携を深め、子どもの読書活動推進のために様々な機会提供と環境整備を進める。

２．法的根拠

〇子どもの読書活動の推進に関する法律　　（平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号）

第９条第２項

『市町村は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。』

３．計画の内容

（１）基本理念

すべての子どもが自主的な読書活動を通じて豊かなこころを育み、生きる力を身につけることができる読書環境づくり

（２）基本方針

子どもの読書活動の推進にあたっては、子どもの自主性を尊重し、子どもに読書の楽しさを伝え、実感する場を提供するとともに子どもの発達段階に応じた読書環境づくりが必要である。その上で、保護者を含めた市民全体での取組を進める。

このような視点から、次のように定める。

(1) 子どもが本と出会い、親しむ機会の提供と、読書の楽しさを実感できる環境づくり

(2) 学校園等における読書習慣の形成と学習支援機能の充実

(3) 地域社会の支えとボランティア育成の拡大

(4) 子どもの読書活動に関する啓発と理解の促進

４．計画の対象

この計画の対象は、概ね１８歳以下の子どもとする。また、上記基本方針の視点から、子どもの保護者、子どもの読書推進活動に関わる市民ボランティア、教職員、保育士、行政関係者等も対象とする。

５．計画の期間

計画の期間は、平成２８年度から令和２年度までのおよそ５年間とする。

６．計画の推進

計画の推進にあたっては、「加古川市子どもの読書活動推進連絡会」を設置し、実施プログラムを策定して相互に連携を図りながら一体となって施策を実施する。